

## 1. 検査・監督の見直し

- 金融庁は、金融の各業態を監督しているが、業態に共通して感じられるのは、経営環境の変化が著しく、その変化のスピードが加速していることである。各損保会社におかれても、経営環境の変化に遅れずに対応し、持続性のあるビジネスモデルの構築をどのように進めていくかが、経営上の重要な課題になっている。
- 例えば、自動車保険においては、人口減少というファクターに加え、自動車の保有からシェアリングへという人々の行動面の変化、自動運転技術の進展といったテクノロジーの変化が保険のあり方にも大きな影響を与えると考える。
- このほか、世界的な自然災害の激甚化や、サイバー等の新たなリスクの出現といった環境変化についての対応も重要な課題になってきている。とりわけ、海外への進出を進めている会社の場合は、世界の各拠点で引き受けた自然災害やサイバーのリスクの管理をグループ全体でグローバルにどのように適切に行っていくかが問われている。
- IT 技術と保険を組み合わせた、いわゆる「インシュアテック」も、保険会社のビジネスモデルに大きな影響を及ぼす可能性がある。またテクノロジーの進展とも関連するが、供給側の論理にたって、特定の金融商品・サービスを大量に販売するこれまでの B to C のビジネスモデルから、個人や企業のニーズにいかに対応していくかを試行錯誤する中から適切な金融商品・サービスを作り出し提供するといった C to B への転換も進んでいくのではないかと考える。
- こうした変化に対しては、部分部分の微調整だけではなく、各社の社会における役割やビジネスモデルを、ガバナンスやリスク管理、内部管理、人事・組織などと一体的に考え、全体としての変革を進めていくことが重要。
- こうした中、金融庁は、2000 年にできた保険検査マニュアルに基づ

き、これまで各社における内部規定の整備状況や遵守状況を繰り返しチェックしてきた。このことは、内部管理態勢について一定の水準を確保する上で役割を果たしたと考えるが、他方、繰り返しのチェックの結果、社内の議論や当庁との間での議論がマニュアルの規定で思考停止になる傾向が出てしまうとすれば、変化する環境の下でのビジネスモデルと、ガバナンスやリスク管理・内部管理とを一体として考えていく上で、制約要因にもなりかねない。

- そうした背景から、昨年12月に、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）案」と題する文書をパブリック・コメントにかけた。
- 検査監督基本方針案では、2019年4月以降に検査マニュアルを廃止する、という案を提示している。金融庁は、検査マニュアルに基づいて各社で長年定着してきた実務を否定するつもりはなく、検査マニュアルに代わるものがまた出てきて、一斉に内規を書き換えなければならない、といったことも想定していない。また、金融庁の組織を変えたり、検査マニュアルをなくしたり、といっても、検査官がいなくなるわけでも、検査がなくなるわけでも、監督が甘くなるわけでもない。
- ただ、18年前にできた検査マニュアルに書いてあるルールよりも良いやり方があれば、それを試みやすい環境を作りたい、社内での議論に際し、一つひとつの問題を経営全体の中で考えやすい環境を作りたい、金融庁の側においても、金融行政の根本目的に立ち返って考えることができる力をつけるようにしたい。
- もちろん、こうしたことは金融庁の独り相撲では何にもならない。また、検査監督一般に共通する問題もあれば、保険行政固有の問題もあろうかと考える。今後、新しい検査・監督のあり方について、意見・提案を頂戴し、保険会社と建設的な対話を続けながら、金融行政のクオリティを継続的に高めていきたい。

(以上)